

2023年  
7月

# 南風

ふれあい南伊豆ホスピタル

第239号

● 当院では、患者様が地域で安心して暮らしていただける為の支援をすすめています ●

編集・発行 医療法人社団 辰五会 ふれあい南伊豆ホスピタル 〒415-0151 賀茂郡南伊豆町青市 848 TEL 0558-62-1461 FAX 0558-62-0510

## 入院料・外来費用等の負担軽減に役立つ諸制度を紹介します

ご自身やご家族が精神科へ受診することとなったとき、あるいは入院することとなったとき、どんな制度を使えば医療費の負担を軽減することができるか。そうお悩みになったことはありませんか？  
今回はそんなお悩みを解決するべく、知っていれば損をしない、医療費が家計を逼迫、などということにならないよう、負担軽減のため**4つの制度**を簡単にご紹介いたします。

### 自立支援医療制度

外来医療費にて利用可！

### 入院時食事療養費

入院中の食事が所得に応じて減額される！

### 高額療養費

所得に応じて自己負担額を超えた分が払い戻される！

### 傷病手当金

傷病による休職中に一定額を支給！

## 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、**精神疾患により長期に通院が必要な方のために設けられている精神科特有の制度**です。本来公的医療保険では、医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療を利用すると、原則**1割**に軽減されます。所得によって毎月の自己負担上限額が以下のように設定されています。

生活保護	負担額 <b>0円</b> (全額自立支援医療が負担)	
低所得 ①	世帯の市町村民税非課税で本人の年収が <b>80万円以下</b>	→ 月 <b>2,500円</b>
低所得 ②	世帯の市町村民税非課税で本人の年収が <b>80万円超</b>	→ 月 <b>5,000円</b>
中間 ①	世帯の市町村民税額 <b>3.3万円未満</b>	→ 月 <b>5,000円</b>
中間 ②	世帯の市町村民税額 <b>23.5万円未満</b>	→ 月 <b>10,000円</b>
一定所得以上	世帯の市町村民税額 <b>23.5万円以上</b>	→ 月 <b>20,000円</b>

申請先はお住まいの**市町村役場**です。申請から決定が下りるまでに数ヶ月を要し、その間は医療費自己負担額が3割のままとなりますが、認定後に遡って返金する形となります。

## 入院時食事療養費

診療や薬に要する費用（療養の給付）に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1食あたり下記の額を所得に応じ、ご負担いただきます。

一般 (70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額
一般	一般	460円
低所得者	低所得者II(※1)	210円 (160円)
該当なし	低所得者I(※2)	100円

※1 世帯全員が**住民税非課税**  
※2 世帯全員が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる者

低所得者II(※1)の場合、入院日数が**90日を超えると**、( )内の額に軽減されますので、領収書などを持ってお住まいの**市町村窓口**で申請し、手続きしてください。

## 高額療養費



被保険者や被扶養者が支払った自己負担限度額を超えた分が、払い戻される制度です。

※医療費のみが対象（食事療養費・差額ベッド代・紙おむつ・お小遣い等は除きます。）

年齢や所得によって自己負担限度額が異なりますが、以下を例にいたします。

《例》70歳未満・年収約370万円～約770万円の方

医療費が100万円（窓口負担はその3割である30万円）であった場合

●自己負担限度額は「8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1%」の計算式となります。

自己負担額：8万100円 + (100万円 - 26万7,000円) × 1% = 8万7,430円

高額療養費：30万円 - 8万7,430円 = 21万2,570円

※直近12ヵ月間に、3回以上の高額療養費の給付を受けている場合、4回目以降の自己負担上限額は

4万4,400円となります。

加入する保険者へ事前に申請することにより、「所得区分」に応じた限度額適用認定証を発行してもらうことで、一度に用意する費用が少なく済ませることができ、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、限度額認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

申請先は、保険者ごとによります。

国民健康保険・後期高齢者医療⇒市町村 健康保険⇒全国健康保険協会（組合⇒健保組合、共済⇒共済組合）



## 傷病手当金

被保険者が療養のため労務に服することができなくなるときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金が支給されます。

支給額は、1日につき、当該支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額になります。

《例》傷病手当金の支給開始日：令和3年2月15日 ※協会けんぽより

標準報酬月額「令和2年3月～8月まで16万円」「令和2年9月～令和3年2月まで18万円」

$(16万円 \times 6 + 18万円 \times 6) \div 12 = 17万円$ （⇒30分の1）⇒5,670円（10円未満四捨五入）

傷病手当金の1日あたり支給額 ⇒  $5,670円 \times 3分の2 = 3,780円$ （1円未満四捨五入）

なお、支給期間は、当該支給日から通算して1年6ヵ月となります。

### さいごに

今回は医療費軽減の中で、もっとも代表的な制度を紹介させていただきました。この他にも、各自治体から支給される入院費助成金（5千円～1万円）や紙おむつ代が確定申告によって医療費控除される制度などもあります。ご不明な点がありましたら、事務所か相談員までご相談下さい。



本格的に暑くなってきました！

ふれあい南伊豆ホスピタル

☎0558-62-1461



2023年7月発行 Vol.239

【監修】山本 善治

【構成・編集】柴崎 貴弘

【デザイン】F&Y

【作業協力】支援センターふれあい

利用者の皆さん

ふれあい南伊豆ホスピタル

広報委員会